

【1985年6月13日】児童手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
衆議院社会労働委員会

児童手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(昭和60年6月13日 衆議院社会労働委員会)

政府は、今後の高齢化社会における児童手当制度の果すべき役割の重要性にかんがみ、次の事項につき、速やかに検討し、実現に努めるべきである。

- 一 高齢化社会に対応した社会保障制度整備の一環として、児童養育費が家計に及ぼす影響、出生数の動向等を勘案し、長期的展望に立って、将来における児童手当制度の位置づけ及び国民の費用負担の在り方について、可及的速やかに明確な基本方針を示し、国民的合意の形成を図ること。
- 二 これを踏まえ、速やかに児童手当の支給対象児童の範囲、支給期間、手当額、所得制限、国民の費用負担方式について抜本的に再検討し、制度の充実を図ること。
- 三 新制度の実施に当たっては、新受給者が漏れなく手当の支給を受けられるよう、周知・徹底を図ること。